

R4. 11. 30 議会運営委員会

加藤委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
西内健委員が所用のため欠席しており、代わりの委員外議員として田中議員の出席を求めているので、御了承願う。
本日は、12月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 12月定例会の日程及び運営について

(1) 知事提出予定議案

加藤委員長 初めに、12月定例会の日程及び運営についてである。
最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明を願う。

(徳重総務部長、説明)

加藤委員長 何か質問はないか。

(なし)

(2) 会期及び会議日程

加藤委員長 次に、1ページの資料1、会期及び会議日程についてである。
12月定例会の日程については、10月14日の議運で予定案としての協議をしている。
会期については、案のとおり、12月6日火曜日開会、12月21日水曜日閉会ということで、会期は16日間とし、会議日程については、資料1の日程表を御覧いただきたい。
以上のとおりで、御異議ないか。

(異議なし)

加藤委員長 それでは、さよう決する。

(3) 質疑並びに一般質問

ア 質問者(会派)の発言順序

加藤委員長 次に、質疑並びに一般質問についてである。
質問者の発言順序であるが、申合せによると、自由民主党5名、日本共産党2名、県民の会1名の計8名ということであるので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにするとの慣例によると、

質問第1日目 12月9日金曜日 自由民主党、日本共産党、県民の会
第2日目 12月13日火曜日 自由民主党、日本共産党、自由民主党
第3日目 12月14日水曜日 自由民主党、自由民主党

の順になるかと思うが、これに御異議ないか。

(異議なし)

加藤委員長 それでは、さよう決する。

イ 発言者の制限時間等

加藤委員長 次に、発言者の制限時間については、申合せのとおり、交渉会派の最初の各1人については代表質問とし50分以内、その他は40分以内とし、発言回数については3回以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

加藤委員長 それでは、さよう決する。

ウ 発言者の届出

加藤委員長 次に、2ページの資料2、発言者の届出についてである。
県民に広報するための本会議における発言者の届出については、申合せでは、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、資料2の様式により、本日の午後5時までに事務局に提出されるよう、御協力願う。

エ 発言通告書の提出期限

加藤委員長 次に、3ページの資料3、発言通告書の提出期限についてである。
申合せでは、質問第1日目の前日の正午となっているので、12月8日木曜日の正午ということで、御異議ないか。

(異議なし)

加藤委員長 それでは、さよう決する。
なお、質問の要旨については、議運の申合せで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ具体的に記載願う。

(4) 請願書の受理期限

加藤委員長 次に、請願書の受理期限についてである。
申合せでは、議案付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているが、この日は12月12日月曜日であり、議案精査のため休会となっているので、本会議が開催されない。

議案付託日の前々日が議案精査のための休会日に当たるときは、締切時刻を午後5時とするとの申合せがあるので、今定例会における請願書の受理期限は12月12日月曜日の午後5時ということで、御異議ないか。

(異議なし)

加藤委員長 それでは、さよう決する。

(5) 閉会中の常任委員会委員長報告

加藤委員長 次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。
今回は、委員長報告を行いたいとの申し出がなかったので、御報告する。

(6) 令和3年度決算議案

加藤委員長 次に、令和3年度決算議案についてである。

R4. 11. 30 議会運営委員会

4ページの資料4、継続審査となっていた決算議案の委員会審査結果一覧表を御覧いただきたい。

これら決算議案についての議事手続であるが、決算議案を開会日の日程に上げ、委員長報告を行うことで、御異議ないか。

(異議なし)

加藤委員長

それでは、さよう決する。
次に、委員長に対する質疑は省略することで、御異議ないか。

(異議なし)

加藤委員長

それでは、さよう決する。
次に、討論についてはいかがでしょうか。

米田委員

日本共産党は、一般会計決算に対して討論を行う。

横山委員

自由民主党は、一般会計決算に対して討論を行う。

加藤委員長

討論を行うとのことであるので、発言時間はそれぞれ10分以内とし、その順序については先例のとおりということで、御異議ないか。

(異議なし)

加藤委員長

それでは、さよう決する。
なお、採決は、資料4の一覧表の記載の順序により行いたいので、御了承願う。

(了 承)

2. 自治功労者表彰状の伝達について

加藤委員長

次に、自治功労者表彰状の伝達についてである。

このたび、米田稔議員が在職25年以上、森田英二議員が在職20年以上、桑名龍吾議員、中根佐知議員、吉良富彦議員の3名が在職15年以上の自治功労者として全国都道府県議会議長会から表彰を受けられた。

本日御出席の委員の中にも該当者がおられるが、まことにおめでとうございます。

なお、西森雅和議員、坂本茂雄議員も在職20年以上に該当されているが、表彰を辞退されているので、念のため申し添えておく。

この表彰状の伝達式を慣例により、開会日の議事日程終了後に行うこととしたいので、御了承願う。

(了 承)

加藤委員長

また、受賞者を代表してのお礼の挨拶は、在職年数の長い方をお願いしているので、米田稔議員をお願いすることで御了承願う。

R4. 11. 30 議会運営委員会

(了 承)

加藤委員長

それでは、ここで、開会日の議事日程表と伝達式次第をお配りする。

(事務局、資料配付)

加藤委員長

事務局から御説明する。

(吉岡議事課長、説明)

加藤委員長

この順序で、議事運営等が行われるので、御了承願う。

(了 承)

3. 議会個人情報保護条例の制定について

加藤委員長

次に、5ページの資料5、議会個人情報保護条例の制定についてである。
このことについて、事務局から御説明する。

濱口総務課長

5ページの資料5を御覧願う。高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例議案について御説明させていただく。なお、7ページ以降には条例議案を添付している。

まず1番目、条例制定の理由であるが、令和5年4月の改正個人情報保護法の施行により、地方公共団体はこの適用を受けることとなるが、議会は適用除外となる。このため、引き続き執行部と同様に個人情報等の取扱いを行うために、議会独自の個人情報保護制度を設けることが必要となった。

2番、条例案の主な内容であるが、共通ルールとして、基本的に改正個人情報保護法と整合するよう規定しており、これまでの個人情報の保護と基本的には変わりはない。また、執行部が制定した高知県個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく調整を行った条例案としているので、議会と執行部とで個人情報の取扱いに際し、差異が生じることはない。具体的な調整項目は、表に示しているとおり、一番上の開示請求の決定期限が国の法律では30日以内となっているものを施行条例と同様に15日以内とする、その下の開示請求に係る手数料は、国の法律では実費の範囲内で条例で定めて手数料を納入することとなっているが、施行条例と同様に手数料としては徴収せずに写し等の交付に係る費用を徴収することなどである。なお、表の一番下、匿名加工情報の利用・提供については、議会ではそもそも加工して利用するといった個人情報を保有することは想定されないことから、条例案では匿名加工情報の提供等の規定は除外している。

次のページの3、この条例案の作成についてであるが、全国都道府県議会議長会から示された条例例をベースとし、先ほど説明したように執行部が制定した法律施行条例とそごが生じないよう調整している。また、議会の個人情報の対象は、事務局が保有する個人情報であり、議員が取得する個人情報は対象外としている。

4、今後の予定である。条例案を御了承いただいたら、議員提案により今議会で制定するスケジュール案としている。なお、条例の細則となる施行規程については、今後法務文書課と協議を経て、3月末までに制定したいと考えている。施行日は令和5年4月1日である。

R4. 11. 30 議会運営委員会

- 説明は以上である。
- 加藤委員長 それでは、この件について質問、御意見があれば、御発言願う。
- (な　　し)
- 加藤委員長 それでは、この件については、7ページの案により「高知県議会の保有する個人情報
情報の保護に関する条例」を制定するというので、御異議ないか。
- (異議なし)
- 加藤委員長 それでは、さよう決する。
 なお、議案については議運の委員の連名で閉会日の本会議に提出することで、御
異議ないか。
- (異議なし)
- 加藤委員長 それでは、さよう決する。
 なお、議案の細部の文言調整が必要となった場合は、正副委員長に一任願う。
- (了　　承)
- 加藤委員長 また、本会議における議事手続については、閉会日の議運で御協議願うこととす
る。

4. その他

(1) 高校生フォトコンテスト

- 加藤委員長 次に、その他についてである。
 まず、33ページの資料6、高校生フォトコンテストについてである。
 このことについて、事務局から御説明する。
- 濱口総務課長 高校生フォトコンテストの審査の実施について御説明する。33ページの資料6を
御覧願う。
 今回、第7回となるフォトコンテストについては、先日応募を締め切ったところ
である。審査を今後行っていき、入賞作品を決定していくこととしているので、そ
のスケジュールについて御説明する。
 33ページの中央の表を御覧願う。表の一番上、11月25日金曜日に応募を締め切り、
16の学校から49名、94点の応募をいただいた。参考までに次のページに、過去から
の応募状況を記載している。
 前のページの表にお戻りいただき、この後の予定である。来週の12月7日に、第
1次審査として高知県写真家協会の岩崎会長及び元高知新聞社写真部長の門田和夫
氏に入賞候補作品15点を選んでいただくこととしている。なお、それぞれの審査員
が全作品の中から15点を選出するので、重複することが考えられる。このため1次
審査通過作品数は、15点から30点の間となる。資料の上で約20点と記載させてい
ただいているのはこのためである。この1次審査を通過した作品の中から、議長賞1

R4. 11. 30 議会運営委員会

点、副議長賞1点、佳作3点程度の入賞作品を選出するための第2次審査を行う。この審査方法については、4月の議会運営委員会で御決定いただいたとおり、昨年度までと同様、全ての議員の皆様の投票によることとしている。

まず、12月定例会一般質問初日の12月9日金曜日に、資料上部の写真にあるように、1階玄関前に1次審査を通過した入賞候補作品を展示するとともに、控室の皆様の方に投票用紙を配付する。この投票用紙にフォトコンテストのテーマである「私の見つけた高知の魅力」「私が感じる高知の歴史」にふさわしいと思われる作品5点以内で印をつけ、掲示板横にある投票箱に入れていただくこととしている。

議会開会中の大変お忙しいときであるので、投票は任意とし、投票締切りを12月15日木曜日の常任委員会初日の午後5時とし、時間が来ればその時点で終了とする。なお、委員会が長引いた場合は、委員会終了時刻から1時間後まで延長する。

その後、事務局において投票数を確認、議長副議長に御報告し、入賞作品を決定する。そして、12月21日閉会日の議運で入賞作品を御報告し、その後、全議員に入賞作品の一覧をお配りするとともに、ホームページに掲載、発表することとしている。その後、1月に表彰式を予定しているが、その日程については、入賞者の方の御都合もお伺いしながら、後日調整させていただく。

また、今年度の決算特別委員会において、委員からフォトコンテストの関係で議会のことに興味を持ってもらえるせっかくの機会なので、もっと受賞者と議会が交流できるようなことは考えられないだろうかとの御意見をいただいた。事務局でも検討をしているが、受賞者に議会に来ていただくのが授業終了後となり、交流のための場を開催するとしても夕方からとなってしまふ。このような課題があるため、すぐに何か実施することは難しいのではないかと考えるが、せっかくのコンテストであるので、もっと議会全体を高校生に感じていただけるような場の設定について、議員の皆様にも御相談させていただきながら、引き続き検討していきたいと考えている。

説明は以上である。

加藤委員長

何か質問、御意見はないか。

(なし)

加藤委員長

それでは、事務局報告のとおりで、御了承願う。

(了承)

加藤委員長

なお、審査への積極的な参加について、委員の皆さんからも各議員への呼びかけをよろしく願います。

(2) 令和4年度議会費12月補正予算

加藤委員長

次に、35ページの資料7、令和4年度議会費12月補正予算についてである。このことについて、事務局から御説明する。

(濱口総務課長、説明)

加藤委員長

何か質問はないか。

R4. 11. 30 議会運営委員会

(な し)

加藤委員長 それでは、説明のとおりで、御了承願う。

(3) 執行部説明員の欠席

加藤委員長 次に、執行部説明員の欠席についてである。
知事から、豊永林業振興・環境部長が病気のため開会日の本会議を欠席するとの届出があったので、御了承願う。

(了 承)

加藤委員長 この件について、総務部長から発言を求められている。
総務部長、どうぞ。

徳重総務部長 執行部説明員の欠席について、御説明する。
林業振興・環境部長豊永大五においては、病気療養中のため、開会日である12月6日の会議を欠席させていただく。なお、現時点では欠席は開会日のみの見込みであるが、引き続き療養が必要となった場合は、代わりに副部長の武藤信之が会議へ出席するよう代理出席届を提出させていただきたいと考えている。
以上である。よろしく願います。

加藤委員長 ただいま総務部長から説明があったが、副部長が代理出席して答弁することについては先例もあることから、代理出席届が提出された場合は、改めて議運を開かず、議運の委員に事務局から連絡させることとしたいので、御了承願う。

(了 承)

(4) その他

加藤委員長 最後に、その他で何かないか。

(な し)

加藤委員長 それでは、協議事項は以上である。
次回の議運は、特別の事情がなければ、質問最終日の12月14日木曜日、午前9時から開催することとする。
協議事項は、議案の付託等についてである。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。